

サロマ

わたしとまちの情報紙

12
2003
No.554



市町村合併～法定協議会設置～
予算執行状況～平成15年度上期～

市町村合併 まちの未来をみんなで考えよう!!

★ 市町村合併に関するお問い合わせは ★

市町村合併準備室

Tel 2-1227 e-mail : sagappei@ohotuku26.or.jp

皆さんの意見や質問をお寄せください。

市町村合併に関する情報は、町ホームページにも掲載しています。

★ 市町村合併に関する出前座談会を行います。★

5人以上の集まりには担当者が伺いますので、ご連絡ください。

各町議会へ提案

佐呂間町、上湧別町、湧別町の合併問題の検討については、3町において合併検討会を設置し、合併に関する調査・検討を重ねてきたところですが、第27次地方制度調査会の答申内容からも、人口1万人未満の市町村にとつては、大変厳しい環境となっていることを認識し、3町による合併に関するあらゆる協議を更に深めるためには、法定協議会の設置が必要であるという結論に至り、各町議会に提案することとしました。

法定協議会設置を可決

11月28日(金)、佐呂間町、上湧別町、湧別町の各町で臨時議会が開催され、法定協議会設置関連議案について審議が行われました。

各町議会とも、3町での合併に関する協議を更に深めるため、「佐呂間町・上湧別町・湧別町合併協議会」を設置することを可決しました。

佐呂間町・上湧別町・湧別町、法定協議会を設置

協議会会長に佐呂間町長を選出 12月8日に設置調印式

3町合併検討会では11月29日(土)、6回目となる検討会を開催し、法定協議会の会長の選出などについて協議を行いました。

☆第6回検討会内容

【報告事項】

①各町臨時議会状況報告

【協議事項】

①協議会会長及び副会長の選出について

②協議会事務所の位置について

③協議会設置調印式について

【協議結果】

協議会会長に 佐呂間 町長

副会長に 上湧別 町長、

湧別 町長を選出。

協議会事務所は湧別町に置くことが決定されました。

また、12月8日に3町長による協議会設置の調印式を行なうことが確認されました。

今後は合併協議会での協議を進めていく中で、合併した場合の将来のまちづくりや、行政サービス、住民負担などを明らかにし、平成17年3月末の合併特別法の期限までに、それぞれの町が合併するか・しないかの最終的な判断を行っていくこととなります。

●合併協議会とは？

合併協議会とは、合併を行おうとする市町村が、合併すること自体の可否も含めて、合併に関するあらゆる事項の協議を行い、決定していくための地方自治法上の協議会です。

協議会の任務は、合併市町村の建設に関する基本的な計画（新町建設計画）の作成と、その他市町村の合併に関する協議を行うことにありますが、法律上、事実上を問わず合併に伴って市町村相互に協議することが適当であると考えられる事項については、そのすべてについて、この合併協議会で協議し決定しておく必要があります。

主な協議事項

- ①合併の必要性
- ②新町建設の基本方針
- ③合併に関する基本項目
(合併の方式や期日、新町の名称や事務所の位置など)
- ④合併特例法に基づく協議事項
(新町建設計画、議会議員の任期や定数など)
- ⑤その他必要な協議事項
(特別職の身分の取扱い、条例・規則の取扱いなど)
- ⑥各種事務事業の取扱い

●合併協議会での協議内容について、広く住民の皆さんに公開していきます。

①合併協議会広報「協議会だより」の発行

これまででも町広報紙を通じて合併に関する情報の提供を行ってきましたが、これからは『協議会だより』を発行し、協議会での協議内容をお知らせします。

②ホームページの開設

現在、合併検討会のホームページを開設していますが、今後も協議会として新たに開設することとし、皆さんが随時、合併に関する情報を取り出せるよう準備を進めています。

③情報コーナーや意見箱の設置

3町の役場や図書館などの公共施設に、合併情報コーナーや意見箱を設置し、協議会へ提出された資料などを公開するとともに、合併に関する質問や意見をいただきたいと考えています。

「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」

第27次地方制度調査会（首相の諮問機関）は、11月13日、総会において「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」をとりまとめ、同日、小泉首相に提出しました。

答申では、現行の合併特例法失効後の市町村合併では財政優遇を行わず、知事による合併構想の策定や勧告など都道府県主導で推進する方針が明記され、構想には、地理的条件なども考慮した上、人口が「おおむね1万人未満」の小規模市町村の合併などを盛り込むように求めています。

今回の答申を受け、今後は、総務省が次期通常国会に提出する新法や地方自治法改正案の内容に焦点が移りますが、法案への人口の目安の明記について、全国町村会や町村議長会などで強く反発しています。

【答申概要】

●平成17年4月以降の合併推進について
①新法を制定し、一定期間自主合併を推進する。しかし、現行の財政支援措置はとらない。

②都道府県が市町村合併の基本構想を策定し、合併協議会の設置や合併の勧告、あつせんで合併を推進する。

この基本構想は、現行の合併特例法の下で合併に至らなかったが、なお合併を行うことが期待される市町村を対象。構想を策定するに当たっての小規模な

市町村としては、おおむね人口1万人未満を目安。ただし、人口だけでなく、地理的条件や人口密度、経済事情のほか、現行合併特例法の下で合併を行った経緯についても考慮。

③平成17年3月31日までに都道府県知事への合併申請を終え、1年以内に合併した場合、財政支援措置を継続する。

●合併困難市町村に対する措置

①合併を希望しても周辺市町村が合併しない場合、当該市町村の申請により都道府県知事が都道府県議会の議決を経て合併を決定できる。

②新法でも合併が客観的に困難な市町村には基礎自治体だけの広域連合などによる対応を進める。

このような市町村には、法令上義務付けられた事務のうち「窓口サービス」だけを処理し、残りは都道府県が処理する特例的団体とする。

●地域自治組織

①基礎自治体の一定の区域を単位に、住民自治の強化・行政と住民との協働を目的とする地域自治組織を基礎自治体の判断で設置できる。

まちの家計簿

平成15年度
予算の執行状況

この財政事情の公表は、本町の財政状況を町民の皆さんに知っていただくため、毎年2回定期的に行っているものです。今回は平成15年度の各会計について、平成15年9月30日現在の予算の執行・財産・町債の状況についてお知らせいたします。

○一般会計予算執行状況

☆町の収入状況

地方交付税	町の財政力に応じて国から交付されるお金
町 債	町が事業を行うため国などから借りるお金
町 税	町民税や固定資産税、軽自動車税
繰 入 金	町の貯金（基金）から繰り入れするお金
使用料	各公共施設の使用料や各種証明手数料
国庫支出金	道や国から使いみちを指定され交付されるお金
道支出金	各種貸付金元利収入など
諸 収 入	国が徴収した税の一部を道路面積などに応じて交付するお金
地方譲与税	消費税の内、町に配分されるお金
地方消費税交付金	

195,455 (72.90%)	地方交付税	268,108
0 (0%)	町債	88,970
29,588 (54.04%)	町税	54,750
0 (0%)	繰入金	47,431
8,472 (31.06%)	使用料・手数料	27,272
1,731 (6.70%)	道支出金	25,824
2,781 (16.02%)	国庫支出金	17,362
5,735 (41.32%)	諸収入	13,881
2,993 (29.06%)	地方譲与税	10,300
4,135 (75.18%)	地方消費税交付金	5,500
18,612 (99.55%)	その他	18,696
収入済額	単位：万円	予算額

収入予算 578,094万円

収入済額 269,502万円 (46.62%)

☆町の支出状況

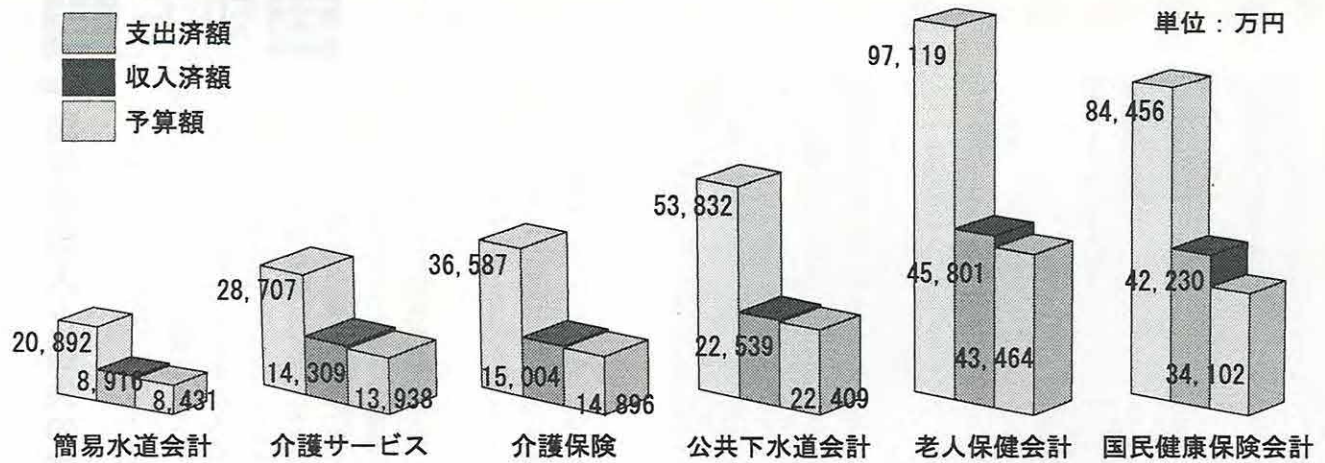
総 務 費	職員の給与、庁舎等の維持管理、広報発行費、財産管理、基金の積立、町振興、交通安全、姉妹都市交流、自治会、税の賦課徴収、戸籍・選挙・統計・監査関連、町営バス等の経費
公 債 費	町債の元金と利息の支払い経費
農林水産業費	農業、林業、水産業の振興等の経費
土 木 費	道路の新設・改良、道路や河川の維持管理、公営住宅の維持管理などの経費
教 育 費	小中学校・幼稚園の教育、社会教育事業、教職員住宅・町民センターの維持管理などの経費
民 生 費	社会福祉、国民年金、老人福祉、児童福祉、保育所関連などに係る経費
衛 生 費	保健予防関連、ゴミの収集処理、墓地・火葬場関連、公園維持管理などの経費
諸 支 出 金	各特別会計への繰出金
消 防 費	消防活動の経費

60,535 (50.25%)	総務費	120,464
57,926 (50.75%)	公債費	114,141
8,904 (8.34%)	農林水産業費	106,711
0 (0%)	諸支出金	47,246
21,780 (45.69%)	教育費	47,666
10,849 (31.15%)	土木費	34,826
11,189 (33.22%)	衛生費	33,680
13,556 (42.76%)	民生費	31,700
13,348 (55.34%)	消防費	24,122
7,760 (44.25%)	その他	17,538
支出済額	単位：万円	予算額

支出予算 578,094万円

支出済額 205,847万円 (35.61%)

○特別会計予算執行状況

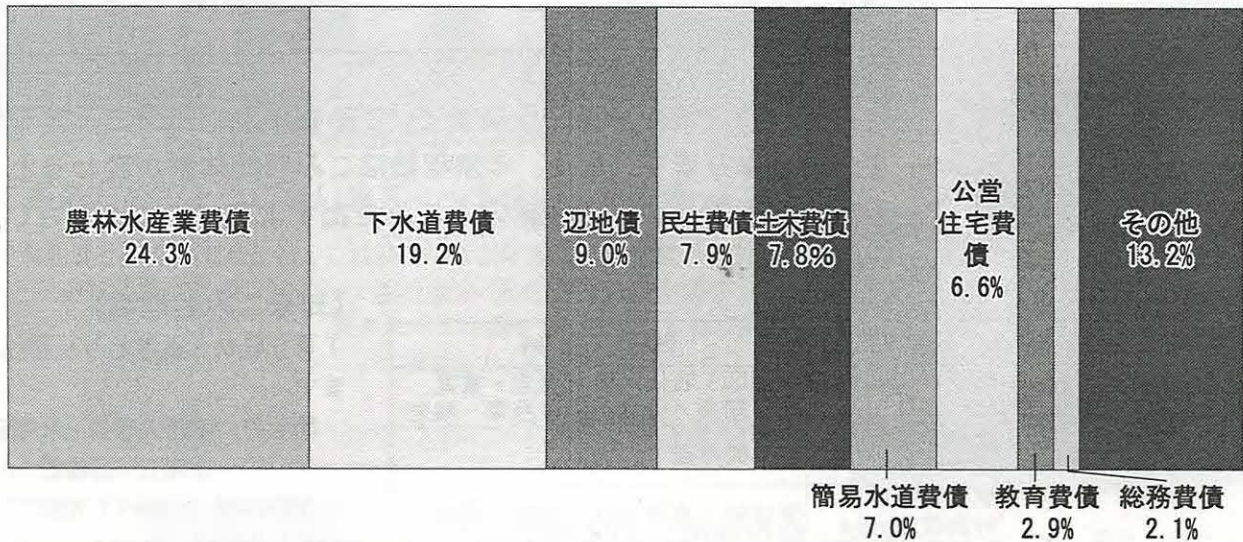


○財産の状況

土 地		建 物		基 金(貯金)	
種 別	面積(m ²)	種 別	面積(m ²)	種 別	金額(万円)
山 林	13,875,052m ²	公営住宅	19,558m ²	財政調整基金	64,608万円
牧 野	10,225,223m ²	学 校	27,420m ²	減債基金	22,710万円
各種公共施設等	6,559,330m ²	教職員・職員住宅	8,390m ²	各公共施設整備基金	91,204万円
そ の 他	664,518m ²	そ の 他	48,005m ²	そ の 他	152,771万円
計	31,324,123m ²	計	103,373m ²	計	331,293万円

○起債(借金)の状況

総額1,047,992万円



○一時借入金の状況

▽一般会計	0円
▽国保会計	0円
▽下水道会計	0円

■ 国保の加入と喪失の届出

国保の加入者の資格は、職場の健康保険に加入している人や生活保護を受けている方を除いて、その市町村に住所がある人は、その市町村の国保に加入しなければなりません（学生など特別な場合は除きます）。

就職して職場の健康保険に加入したときや、退職した場合など国保の資格に異動が生じたときは、14日以内に届出を行ってください。

特に12月から2月にかけては、土木、建設関連の事業所を退職される方が多くいらっしゃる時期ですので忘れずに届出を行ってください。

国保に加入するとき

① 転入したとき（職場の健康保険に加入していない場合）

② 職場の健康保険をやめたとき

③ 職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき

④ 子供が生まれたとき

⑤ 生活保護を受けなくなったとき

国保をやめるとき

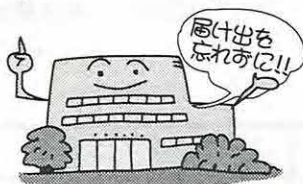
① 他の市町村へ転出するとき

② 職場の健康保険等へ加入したとき

③ 職場の健康保険の被扶養者になったとき

④ 国保の被保険者が死亡したとき

⑤ 生活保護を受けるようになったとき



■ 退職者医療制度について

国民健康保険の加入者又は、新たに国民健康保険に加入される方で、長い間会社等に勤め、厚生年金や共済組合、船員保険などから年金を受けている人とその扶養者は、75歳になって「老人保健制度」に該当になるまで、「退職者医療制度」で医療を受けることになります。

退職被保険者となる人は？

- ・ 国保に加入している人
- ・ 老人保健法の適用を受けていない人
- ・ 厚生年金や各種共済組合等の年金を受けている人で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以後の期間が10年以上の人（ただし、国民年金加入期間は除きます）。

被扶養者となる人は？

退職被保険者本人と生活を共にし、退職被保険者本人の収入によって生計を維持している次の人

- ・ 退職被保険者本人の直系尊属、配偶者と3親等内の親族、又は配偶者の父母と子

・ 国保加入者で老人保健法の適用を受けていない人

届出に必要なものは？

印鑑・国保の保険証・年金証書

■ お問い合わせ

保健福祉課医療保険係 Tel. 2-11213

年末年始のごみ収集

12月31日から1月5日まで、ごみ収集及び知来ごみ処理場が休みになります。また、年末年始はごみ収集体制が変わるところが多いので、必ずご確認の上ごみを出すようにしてください。

【ごみ収集】

収 集 日	収集品目	地 域
12月29日（月）	燃やすごみ 特別収集	栄地区・若佐地区・若里・富武士・知来・仁倉・浜佐呂間・幌岩
12月30日（火）	燃やすごみ 通常収集	佐呂間市街
1月 6日（火）	燃やさないごみ 特別収集 燃やすごみ 通常収集	栄地区・若佐地区・若里・富武士 佐呂間市街
1月 7日（水）	燃やさないごみ 特別収集 燃やすごみ 通常収集	知来・仁倉・浜佐呂間・幌岩 栄地区・若佐地区・若里・富武士
1月 8日（木）	燃やすごみ 通常収集	知来・仁倉・浜佐呂間・幌岩
1月 9日（金）	燃やさないごみ 通常収集	佐呂間市街

【知来ごみ処理場】

1月6日から通常どおり開放します。

開放日：毎週火曜日・水曜日
金曜日・日曜日

開放時間：9時～16時

【リサイクル資源】

1月のリサイクル資源の収集は通常の月と異なりますので必ず健康カレンダーかリサイクル資源収集カレンダーでご確認ください。

公営住宅の空家状況

平成15年11月18日現在の
特公賃住宅・町営住宅の空
家状況をお知らせいたしま
す。

入居申し込み、家賃・敷
金、入居資格等については、
建設課にお問合せください。

緑園団地	1階 2DK 1階 3DK	5戸 1戸	※ ※	4,900円～ 7,800円～
若佐第1団地	1階 2DK	2戸	※	5,000円～
富士団地	1階 2DK 1階 3DK 1階 3DK	8戸 3戸 1戸	※ ※ ※	5,000円～ 5,700円～ 7,300円～
若里団地	1階 3DK	4戸	※	8,500円～
浜佐呂間第3団地	2階 3LDK	1戸		17,000円～

※印は、50歳未満でも単身
入居が可能な住宅です。

■お問合せ
建設課
Tel 2-1210

除雪作業にご協力ください

初冬を迎え、これ
からは降雪に伴い除
雪作業が本格的に行
なわれるシーズンと
なります。

降雪時には一刻
も早く地域の交通
を確保するため、限
られた車両の中で
除雪作業を行いま
すが、皆様のご協力
も非常に重要とな
ります。地域の交通
を早期に回復する
ため、次のことにご
注意くださいますよう
お願いいたします。



☆路上駐車はやめましょう

・放置車両があると、その箇所の除雪ができなくな
り、交通渋滞や事故の原因にもなります。

☆路上や歩道に物を放置しないでください

・雪の下に埋まり見えなくなると、事故の原因に
なります。

・歩道は、みんなが利用する道路です。

☆歩道、車道に雪を出さないでください

・轍(わだち)ができて交通の障害や事故の原因に
なります。

☆玄関前の雪は各家庭で

・道路へ出るまでの間口の確保は、各家庭でお願
いします。

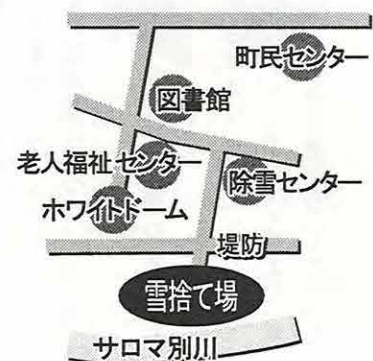
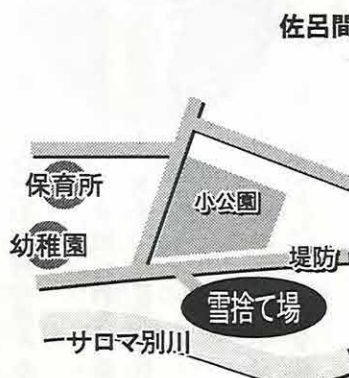
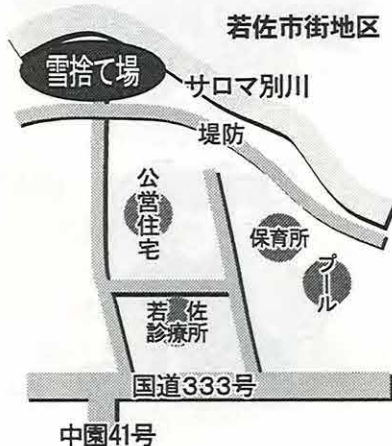
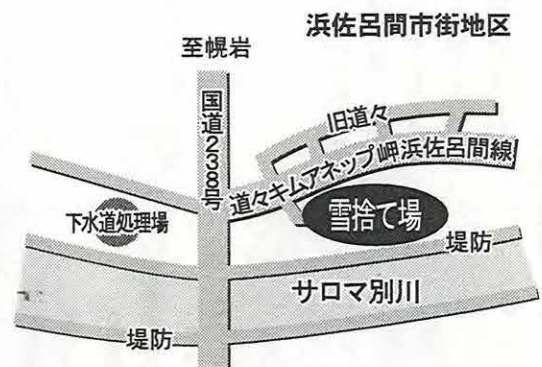
雪捨て場のご案内

これから本格的な冬を迎え、降雪による積雪量が多
くなってきます。

ご自宅の排雪に利用していただくため、佐呂間町内
各地域での主な雪捨て場を指定しましたので、排雪時
にご利用下さい。

なお、排雪時にはごみ等の混入がないように注意し
てください。

各地域の雪捨て場は、次のとおりです。



国民年金保険料は 毎月きちんと納めましょう

国民年金は、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての人が加入し、基礎年金の給付に必要な費用を公平に負担することによって成り立っています。

もし、あなたが国民年金の保険料を未納にしていた場合、将来受け取る老齢基礎年金が減額されたり、受けられなくなることもあります。

また、病気やケガなどにより、障害の状態となったときには障害基礎年金が受けられないこともあります。また、一家の働き手が不幸にして亡くなった場合、配偶者や子供に遺族基礎年金が支給されないこともあります。

このようなことがないように、毎月きちんと国民年金保険料を納めましょう。

国民年金の請求手続きについて

12月中に65歳になられる方は老齢基礎年金の裁定請求手続きができます。誕生日後に町民課戸籍年金係で手続きをしてください。(国民年金第一号期間のみの方)

持参するもの

- ・印鑑
- ・本人及び配偶者の年金証書(年金受給者)
- ・本人及び配偶者の基礎年金番号通知書
- ・戸籍謄本交付手数料
- ・預金通帳(自動振込を希望の場合)

■お問合せ 町民課戸籍年金係 TEL 2-1213

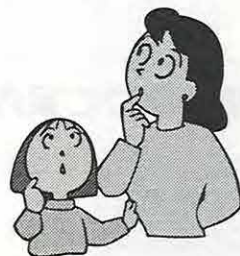
特設人権相談所を開設します

次の日程で「特設人権相談所」を開設し、

人権擁護委員と法務局職員がご相談をお受けします。費用は無料

で、秘密は固く守られますので、日頃悩んでいることや困っていることをこの機会にお気軽にご相談ください。

なお、普段でも人権擁護委員の自宅及び釧路地方法務局北見支局では常時相談をお受けしていますので、お気軽にお尋ねください。



■とき 平成15年12月10日(水) 13時~16時

■ところ 佐呂間コミセン 会議室

■相談担当者

人権擁護委員 内藤学峰(Tel 6-2725)

山本芳雄(Tel 2-2351)

釧路地方法務局北見支局職員

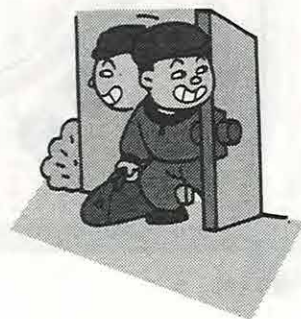
■お問合せ

釧路地方法務局北見支局(Tel (0157) 23-6166)

水道使用に当たって

使用開始及び休止、引越越し、名義人の変更、用途の変更、栓数の変更、納入通知書・口座振替済通知書の郵送先の変更などがあるときは、水道課(Tel 2-1215)までご連絡下さい。また、手続きをされる際には、印鑑を必ずご持参下さい。

年末年始のおける 犯罪及び事故の防止



年末年始は、空き巣ねらいなど侵入犯罪やひったくり、車上ねらいなどの街頭犯罪の多発が予想されます。

安全で平穏な年末を送り、希望に満ちた新年を迎えるため、次のことに気をつけて犯罪被害や事故に遭わないようにしましょう。

■家を留守にするときは、戸締りを忘れずに行きましょう。「すぐ家に帰るから」という気持ちで危険です。

■多額の現金を持ち歩くときは、

・タクシーなどを利用する

・バックは車道の反対側を持つ

・複数で行動する

などして、ひったくりの被害に遭わないようにしましょう。

■自動車から離れるときは、必ずエンジンキーを抜いてドアロックをしましょう。また、車の中には、バックや現金を置かないようにしましょう。

12月は町税、使用料の 納入強化月間です!!

町税(町道民税・固定資産税・軽自動車税)をはじめ国民健康保険税、住宅使用料、水道使用料などの滞納が長引く不況を背景に増え続ける傾向にあり、町の財政事情は大変きびしい状況にあります。

町としても滞納額の減少と、徴収率向上に向けた対策を積極的に取り組んでいます。

滞納となった原因はそれぞれ事情があるかと思いますが、税や使用料などは、私たち町民が義務として自ら納めなければならないものです。

町では滞納されている方には、電話や文書による催告のほか、職員が訪問して納入催告を行っています。年内完納に特段のご協力をお願いします。

収納強化対策

滞納されている方で、納入誠意のない方、意思のない方や納税相談にも応じない方には、町民として納税している方との不公平を生じさせないようにするためにも、今後、給与・預金等を差押える、より厳しい姿勢で臨むことといたしました。

夜間、休日納入窓口の開設

町道民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、各使用料などの納税、納入の相談で仕事などの都合で平日利用できない方は、夜間・休日納入窓口を開設いたしますので是非ご利用下さい。

また、特別な事情により、一度に納入することが困難な方についてもこの機会にご相談して下さい。

●夜間窓口開設日時

12月15日(月)～19日(金)まで
午後5時～午後8時まで

●休日窓口開設日時

12月13日(土)と21日(日)
午前9時～午後6時まで

●開設場所

役場企画財政課

■お問合せ
企画財政課資産税係 Tel 2-1214

家屋の異動(売買・贈与・相続・取り壊し)があつても、届出がなければ課税台帳を修正することができず、そのまま元の所有者に課税されることとなります。
家屋の異動があつたときには、早めに企画財政課資産税係まで届出をしてください。
なお、年内に登記が完了するものについては、法務局から役場に通知が来ますので、届出の必要がありません。

家屋の異動があつた時には届出を忘れずに!

固定資産税は、毎年1月1日現在に土地、家屋、償却資産を所有している方に課税されます。

主な改正内容

・これまで、料金所で渡していた割引証が不要になり、手帳に押印を受け、それを掲示することで利用できるようになります。
・ETCノンストップ利用の場合も、平成16年1月20日から割引を受けられるようになります。

平成15年12月1日より、障害者の有料道路通行料金割引制度が改正されました。

障害者の有料道路通行 料金割引制度改正

平成16年5月31日までとなります。

■必要書類

身体障害者手帳(療育手帳)、運転免許証(本人若しくは介護者)、車検証(登録した車以外で有料道路を利用した場合割引サービスを受けることができません)、現在交付を受けている割引証

ETCを利用される場合

ETCカード、ETC車載器セットアップ申込書・証明書

恩給欠格者、引揚者の皆様へ

独立行政法人平和祈念事業特別基金では、恩給欠格者および引揚者の皆さまに慰藉の念を示すため、内閣総理大臣名の書状などを贈呈しています。

■該当する方

・旧軍人軍属で恩給などを受けていない、いわゆる恩給欠格者の方
・右記の対象者で請求を行うことなく亡くなられた恩給欠格者のご遺族の方

・終戦に伴い、本邦以外の地域から引揚げてこられた方

※請求期限 平成17年3月31日

■請求書類 役場保健福祉課福祉係

に用意してあります。

■詳しくは

独立行政法人平和祈念事業特別基金

Tel 0120-234-933

URL <http://www.heiwa.go.jp/>



サロマの夜明け先取りツアー

「サロマ湖展望台」からの素晴らしい御来光を仰ぎ、2004年の運勢を占いつつ、明るく、楽しく、健康な1年であるようにみんなで楽しく元旦登山をしませんか?!

▼実施期日 2004.1月元旦

▼参集場所 サロマ湖温泉 ホテル緑館

▼日 程 集合 午前5時

出発 午前5時30分、到着 午前7時頃

▼服装など

・当日は、除雪されていない登山道を歩きますので、カッコが悪くても長靴が最適です。山頂に到着すると急に冷え込みますので、防寒対策はしっかり行ってください。

・下山後、ホテル緑館のご好意により、9時まで温泉入浴が無料です。着替えの用意もお忘れなく。

▼注 意

吹雪等の悪天候時には中止となりますのでご了承ください。

◆お問合せ 佐呂間町観光協会 Tel2-3448

年末年始における行政機関の執務についてお知らせします。

町関連施設	年末年始の休日期間	町関連施設	年末年始の休日期間
役場庁舎・支所・出張所	12月31日～1月5日	栄地域交流センター	12月30日～1月5日
町民センター	12月29日～1月5日	若佐コミセン	
図書館	12月29日～1月5日	浜佐呂間活性化センター	12月29日～1月5日
体育館	12月29日～1月5日	若佐診療所	12月30日～1月5日
老人福祉センター	12月27日～1月5日	若佐歯科診療所	12月27日～1月4日
	但し、12月31日・1月3日午後2時から6時まで、施設内の浴場のみ営業します。	児童館	12月30日～1月5日
		在宅老人デイサービス	12月30日～1月5日
屋内ゲートボール場	12月29日～1月6日	在宅介護支援センター	12月31日～1月5日
武道館・温水プール	12月29日～1月6日	地場産品開発センター	12月27日～1月5日
町営スキー場	12月31日～1月1日	町営バス	12月31日(第4便のみ運休)
佐呂間コミセン	12月30日～1月6日		1月1日、2日(全便運休)
			1月3日(第1便及び第4便運休 「第2便、第3便は運行」)

自衛隊生徒 採用試験

自衛官として陸・海・空自衛隊の各学校で一般の高校生と同じ学科と各種技術の基礎を学び、3年で高校卒業の資格を得られるとともに、自衛隊のハイテク装備品を扱う技術部門のエキスパートを養成する専門コースです。

■高校卒業資格は

陸上自衛隊生徒 神奈川県立湘南高校
海上自衛隊生徒 広島県立西高校
航空自衛隊生徒 私立科学技術学園高校

■受付期間

平成15年11月4日～平成16年1月6日

■試験期日 平成16年1月10日(土)

■試験会場 遠軽町福祉センター予定

■応募資格 平成16年4月1日現在、15歳以上17歳未満の男子で中学卒業者(平成16年3月卒業見込みの者を含む)

■待遇

・身分 特別職国家公務員
・給与 初任給 153,100円
・賞与 期末・勤勉手当 年2回 4.65ヶ月分
・休暇 完全週休2日制で、祝祭日は休み。
夏・冬・春季に各2週間程度の連続した休暇があります。

■お問合せ

遠軽町岩見通南3丁目
自衛隊旭川地方連絡部遠軽募集事務所
Tel(01584-2-6616)
もしくは役場町民課住民活動係

佐呂間町の発展に寄与された功績を称えて

11月3日に、佐呂間コミセンにおいて平成15年度佐呂間町功労者表彰式が行われました。この表彰は、佐呂間町褒章条例に基づき行われ、永年に亘り町発展に顕著な功績があった方に授与するものです。

今年は、本町の自治振興に寄与された3名の方に自治功労賞、産業の発展にご尽力された1名の方に産業功労賞、消防団の発展にご尽力された1名の方に消防功労賞、災害救助活動に寄与された1名の方に災害救助功労を授賞されました。

平成15年度 佐呂間町 功労者表彰



自治功労

部田 傳美雄 さん

本町在住66年この間昭和51年から27年間、佐呂間町交通指導員として勤続し、地域住民の交通安全意識の高揚と交通安全指導に尽力され、本町自治の振興発展に大きく貢献されました。



自治功労

今井 成行 さん

昭和27年から実調査年数39年間、佐呂間町統計調査員として活躍され、その積極的な活動により本町自治の振興発展に大きく貢献されました。



自治功労

宮坂 照夫 さん

昭和40年から実調査年数32年間、佐呂間町統計調査員として活躍され、その積極的な活動により本町自治の振興発展に大きく貢献されました。



災害救助功労

村岡 竹雄 さん

本町在住59年常呂救難所団員として昭和43年から35年間勤続し、この間副救助長の要職を歴任され、団員の育成と救難所の運営に大きく貢献されました。



消防功労

故 高橋 光亜 さん

消防団員として37年勤続しこの間班長・部長・副団長・副団長・団長の要職を歴任され、団員の育成と消防団の運営管理に尽力され、本町消防の発展と民生安定に大きく貢献されました。



産業功労

高瀬 勝久 さん

本町在住62年この間昭和50年から25年間に亘り、佐呂間町農業委員会委員また農業協同組合理事として、その卓越した識見と積極的な実践力を以て農業の推進に努められ、本町産業の発展に大きく貢献されました。



まちの話題

話題・出来事などみなさんからの情報をお待ちしています。

町民課 住民活動係

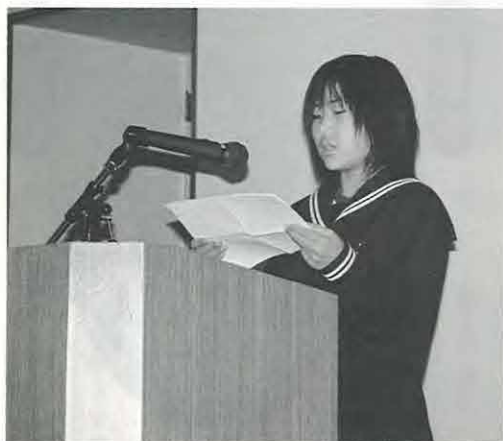
TEL 2-1213

全国防犯協会功労賞「銀賞」授章

防犯協会佐呂間支部浜佐呂間分会長 須藤久幸さん

浜佐呂間 須藤久幸さんが、長年に亘る功績が認められ「全国防犯協会功労賞 銀賞」を授章しました。

須藤さんは遠軽地区防犯協会佐呂間支部浜佐呂間分会長及び遠軽防犯協会理事を務め、地域のリーダーとして防犯活動に取り組んできました。この授章に際し須藤さんは、「これからも地域とふれあいのもてる防犯活動に務めていきたい」と決意を新たにしていました。



表彰式では、受賞者を代表して若佐中学校の藤岡亜希恵さんと原田静佳さんが、受賞作品の発表を行いました。藤岡さんの作文は、6千点を超える応募作品の中から、道内で上位4番目に選出された優秀作品です。

表彰式では、受賞者を代表して若佐中学校の藤岡亜希恵さんと原田静佳さんが、受賞作品の発表を行いました。藤岡さんの作文は、6千点を超える応募作品の中から、道内で上位4番目に選出された優秀作品です。

力作が勢揃い！

《税を知る週間》

税の必要性や役割を身近に感じてもらおうと『税を知る週間』が、11月11日から17日にかけて行われました。

税を知る週間にちなみ、町租税教育推進懇話会・佐呂間地区納税貯蓄組合連合会の共催により、小・中学生を対象とした『税』の書道・作文の募集が行われ、数多くの出展作品の中から、北見税務署長賞をはじめとする各賞32点に輝いた方々の表彰式が、11月13日に佐呂間コミセンで行われ賞状及び記念品が贈られました。

西 悠希さん 人権書道コンテスト優秀賞 ～若里小学校「人権教室」開催～

人権尊重の重要性と必要性についての理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けてもらうことを目的として行われている「東北海道小学生人権書道コンテスト北見地区大会」において、若里小学校6年西悠希さんの作品が優秀賞に輝きました。39校2,624編の応募の中からの栄えある受賞で、11月25日若里小学校において授賞式がありました。



また、同日、ビデオ上映と人権擁護委員からのお話を交えた人権教室が実施され、ビデオは思わず感動し涙が出てしまうほど心を打つ作品で、思わず泣いてしまう子も。人権擁護委員の山本さんからは「ビデオから何か感じていただければ幸い。思いやりのある 元気で 明るい人になってください。」と、願いを込めたお話がありました。



「社会を明るくする運動」標語入選作品

法務省の主唱による「社会を明るくする運動」の一環として、町内の児童・生徒を対象に標語を募集したところ118点の応募があり、審査の結果、次の作品が入選いたしました。

- 若里小学校 2年 本間 亮多
「せいかつを マナーで まもろうよ」
- 若里小学校 2年 水戸 詢也
「いじめを するのは よくないよ」
- 若里小学校 4年 水戸 裕介
「あいさつで 心のとびら ひらこうよ」
- 若佐小学校 4年 佐伯 花鈴
「ゴミすてぬ 心もよい町 よい気持ち」
- 若佐小学校 5年 横畠 光尚
「森や川 きれいにしよう 未来のために」
- 栄 小学校 5年 青野さやか
「ニコニコと 笑顔であいさつ 気持ちいい」
- 若里小学校 6年 井田 香織
「なやみごと みんなで解決 気持ちいい」
- 若佐中学校 1年 村井 実
「人類は みんな仲間だ これからも」
- 若佐中学校 2年 武田 尚也
「考えて あなたが 被害にあった時」
- 若佐中学校 2年 藤田 和貴
「戦争が みんなの未来 こわしてく」
- 若佐中学校 3年 源藤 拓也
「だれにでも 住める社会を 考えよう」

仁倉開基開校百周年

11月23日、仁倉開基・開校百年を祝う記念式典が開かれました。仁倉地区は明治36年中川亀太氏が十勝より入植し開墾が始まり、同年、仁倉小学校の前身である鎗沸簡易教育所分校「川口教授所」が現在の浜佐呂間に開校、明治39年に仁倉に移転した。

式典には大勢の同窓生や関係者が集まり、地域と学校の発展に尽くした方々へ感謝状を贈り、校庭では記念碑の除幕式とタイムカプセルの埋設が行われました。タイムカプセルには、在校生16名が未来の自分に託した手紙やお父さん・お母さんからのメッセージなどが収められ、20年後に取り出し開けるとのこと。既に開封時の幹事も決まり、「乾杯」のお酒も入れてあるそうです。

「仁倉昔物語」～主人公が昔にタイムスリップ～

11月9日仁倉小学校学校芸会で、子どもたちが春からおじいちゃん、おばあちゃんに聞いて回り作成した「仁倉昔物語」が披露されました。物語は、主人公が昭和20年頃の仁倉にタイムスリップし、おじいちゃん・おばちゃんたちに当時の生活を教わる。クライマックスでは、当時のおじいちゃんたちから今の子どもたちへメッセージが託される。ユーモアと感動の物語に、会場からは笑いと涙、大きな拍手が送られていました。



祝 仁倉開基開校百周年



ご長寿おめでとうございます ～若佐地区敬老会～

地域の発展と家族の支えとしてご活躍されたご苦労に対し感謝の意を込め、11月16日に若佐コミセンにおいて若佐地区(朝富・武士・栃木・若佐・中園・川西)の敬老会が行われました。園児による遊戯や中学生による獅子舞、ダンスやカラオケ等のアトラクションが披露され、敬老を迎えた方々は楽しいひとときを過ごしました。

また、1名の方が白寿、7名の方が米寿、7組の方が金婚式を迎えられ、それぞれに記念品が贈られました。



佐呂間高校生「模擬議会」開催

11月17日、佐呂間高校3年生による模擬議会が議場にて開催され、2グループに分かれた高校生議員36名から、「市町村合併」や「町政・予算に関すること」、「公共施設の管理等に関すること」など、身近な問題から将来のまちづくりに関する様々な考えや質問が行われました。

なお、この模擬議会の内容は、「議会だより臨時号」で詳しくお伝えする予定です。



サロマ げんき 王国

お問い合わせ
保健福祉課保健推進係 Tel2-1212

●身近な人がうつ病になったら

うつ病は誰でもがかかる病気です。「心の風邪」ともいわれている病気です。しかし軽く考えてはいけません。うつ病は強い精神的苦痛を伴う病気です。自殺を図ることも少なくないのです。

ところが、うつ病になった人の7割以上は医療機関を受診してはいません。治療を受けなくても症状が消えてしまう場合もあり、再発を繰り返してしまったり、うつ病になってしまったり、返り病になってしまうこともあります。なるべく早い段階で治療を受けることが大事になってきます。今回は身近な人がうつ病になったときの対応を中心に考えてみました。

●うつ病のサイン

うつ病の人は一人で頑張ってしまうことが多く周りの人には病気がわかりにくいことが少なくありません。周囲の人が注意したという病のサインとしては次のような3つが上げられます。「以前と人柄が違う」という場合には要注意

うつ病の早期発見のためには「以前

こんな変化に注意!!

言動面での変化

- 急に口数が少なくなった
- イライラしている
- 付き合いが悪くなった
- 気弱な言動が目立つ

など



仕事面での変化

- 遅刻や欠勤が増えた
- 仕事の速度が落ちた
- ミスが目立つ

など

身体面での変化

- だるい
- 寝付が悪い
- 早朝に目が覚める
- 食欲の低下
- 頭痛

など

●身近な人に前述のような症状があると気づいたとき

▽ゆっくり話をきいてあげる

心配してあれこれ働きかけるより、まずは相手の話をゆっくり聞いてあげるようにしましょう

▽援助できる事は援助する

うつ病の方は、心身ともにエネルギーが低下して底をついた状態です。家事など、周囲の人が援助できる事は助けてあげましょう。

ただ、「何もかもやってあげる」ではなく、あくまでもうつ病の方を「手伝う」という形で援助してあげてください

はこんな人柄ではなかった」という変化を見逃さず、しかもその変化が長い間続いているかどうか、振り返って考えてください。気持ちが悪く落ち込むことは誰にでもあります。普通は1〜2週間もすれば、それを乗り越えられるものです。それができず、落ち込んだ状態を引きずってしまう場合は、うつ病の可能性があります。

▽オープンに話ができる雰囲気を作る

うつ病の方は、仕事の能率が下がった自分を責めていることが少なくありません。そういう方にとって自分の問題を他人に相談するのはとても難しいものです。そこで、「最近調子は良くないようだけど大丈夫?」「何か手伝える事はない?」など相手が話しやすいよう周囲の人が話し掛けてあげましょう。

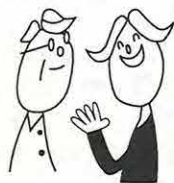
▽プライバシーを守る

相談を受けた時にはプライバシーを守りその内容を漏らさない事が原則です。ただ、環境を整えるためにうつ病の方の状態を周囲の人にある程度知って

周りの人ができること

●いつもどおりに接する

病気だからと変に遠慮したり特別扱いしたりせず、いつもどおり普通に接する。



●励ましすぎない

うつ病の方は「頑張りたいけど頑張れない」状態なので、励ましすぎは禁物。



●ゆっくり休ませる

あれこれと無理に働かせかけず、ゆったりと休める環境を作る。

●受診や服薬を続けられるように援助する

薬を飲み忘れてないか気を配ったり、必要があれば受診に付きう。



●重大な決断は先に延ばすようにさせる

うつ病の方は、マイナス思考になりがち。退職や離婚など重要な決断は先に延ばすにす。

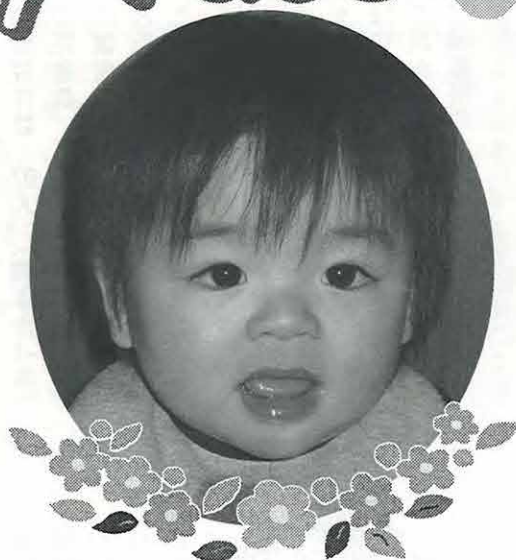
baby face

12月生まれのアイドルです!!

右側

西
富
関
東

平成
14年
12月
12日生
真衣子
裕子
ちゃん
正浩
さん



みなさん、こんにちは
ボク「ちば ゆうだい」
おもちゃの車に乗るのが大好き
なんだ。
毎日、歩く練習をしているよ。
どうぞ よろしくね

左側

栃
木
千
葉

平成
14年
12月
8日生
雄幸
大代
くん
義則
さん



はじめまして
「かんとうまいこ」です。
電話が大好きで「もしもし」って聞
こえたら遊ぶのをやめて、一緒にお
話をするの。
バイバイが得意だから私を見かけ
たら手を振ってね

***** 10月生まれのお子さん *****

★岡崎 千歳（ちせ） ちゃん
平成15年10月10日生
北 岡崎 知之さん・弘美さんのお子さん

★小松 陽太（ようた） ちゃん
平成15年10月15日生
永代町 小松 将史さん・智絵さんのお子さん

★藤次 愁音（しゅうと） ちゃん
平成15年10月22日生
西富 藤次 友希博さん・早苗さんのお子さん

★平戸 天（そら） ちゃん
平成15年10月26日生
宮前 平戸 宏和さん・徳昌さんのお子さん

★西岡 真菜（まな） ちゃん
平成15年10月28日生
若里 西岡 俊和さん・理恵さんのお子さん

***** 今月の禁煙標語 *****



その一本 止める勇気に 金メダル

セーフティロード・サロマ

☆ 交通事故死全国1位返上目指して ☆

本道における交通事故死者数は、9月26日から都道府県で全国1位という極めて憂慮すべき事態が続いているところであり、遠軽警察署内も11月3日、本町で交通死亡事故が発生し11月16日現在

○発生件数 97人 (前年比+1件)

○死者数 5人 (前年比+1件)

○傷者数 119人 (前年比+4件)

と死者数が増加しております。

この死亡事故5件の事故原因は、いずれもスピードの出しすぎによるものでした。また、亡くなった5人の内、車両乗車中の3人の方が、いずれもシートベルトを着用していなかった模様で、残り2人は自転車乗車中の高齢者でありました。これからの時期は、日没時間が早くなり、薄暮期の高齢者・歩行者の事故、路面凍結によるスリップ事故等により、死亡事故等の重大事故の発生が懸念される場所があります。次のことを実践し、交通事故を防ぎましょう。

あなたに知ってほしい！

スピードの恐怖とシートベルトの安全性

1. 視力低下の恐怖

○停止しているとき1・2の視力が、時速90kmで半分の0・6以下になります。

歩行者・標識等を見落とす!!

○速度を上げるほど視野は狭くなり、正確

きけんだと

わかってるのに

なぜするの

交通安全スローガン

佐呂間小学校5年 川瀧 翔太郎

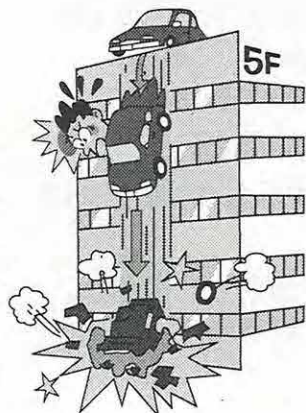
な状況把握ができなくなります。

2. 衝突速度と衝撃力の恐怖

速度が10km速くなっただけで、死亡率は2倍になります。

○運動エネルギーは速度の2乗に比例して増加します。

○時速60kmで壁に衝突した衝撃は、14mの高さ(ビルの高さ5階)からの落下と同じ激しいショックです。



○衝撃力は時速20km程度でも体重の7・10倍にもなります。

時速20kmでも死亡した例がある!!

3. 夜間ハイスピードの恐怖

○前照灯の照射範囲は40m(保安基準)、時速50kmの停止距離は32m。黒い服装の歩行者なら26m手前の発見です。

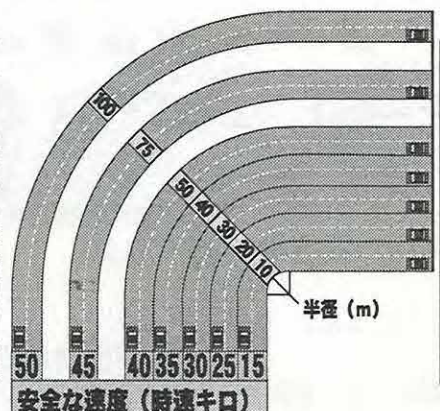
夜のスピードオーバーは

即、死亡事故に

4. カーブと遠心力の恐怖

○遠心力はスピードが速いほど、カーブ半径が小さいほど、車の重量が重いほど大きくなります。

カーブはスロー・インが鉄則



5. シートベルト非着用恐怖

シートベルトをしていないで交通事故にあった場合、死亡する確立がシートベルトをしていない場合に比べて6倍も高くなります。

○人間の手足では、

衝撃から体を守

れません。人間の

手足で支えられ

るのは、体重の3

倍までといわれ

ており、これを速

度に関すると時

速7kmで衝突し

管内署警察署別交通事故発生状況

	発生件数		死者数		傷者数	
	15年	14年	15年	14年	15年	14年
佐呂間町	10	8			11	9
遠軽町	44	38	1	1	50	44
上湧別町	20	18		2	27	21
湧別町	11	14	1		15	18
生田原町	7	10		1	8	25
丸瀬布町	2	1			3	1
白滝町	2	5	2		5	11
計	96	94	4	4	119	129

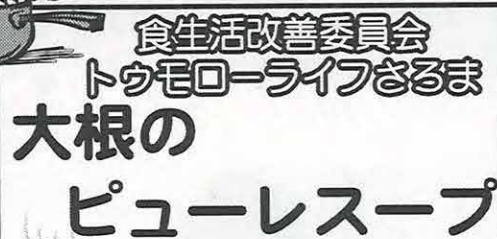
(※発生件数は人身事故のみの件数です。)

(平成15年10月末現在)

車に乗ったら必ずシートベルト!!

○事故発生時にあなたや一緒に乗っている人がハンドルやフロントガラス等につかり、車内で二次衝突が起こります。○ドアが開いて車外に投げ出されたり、前に乗っている人を直撃したりします。





大根は特有の甘みと旨味を持ち、冬の保存食としても重宝される代表的な野菜です。今回は大根を使ったシンプルなスープをご紹介します。このスープは大根の食物繊維が大きなポイントで、これがスープののろみを生み出しています。独特の口あたりと大根の自然の甘みを楽しめる料理です。

②なべにバターを溶かし、大根が透きとおるまで十分にいため、コンソメスープとブーケガルニを加え、煮立ったら、中火にしてあくを取りながら、20～30分煮込みます。

④器に盛り、生クリームとパセリのみじん切りをふります。

《材料》 (2人分) 1人分約99Kcal

大根	200g	塩	小さじ1/3
バター	10g	こしょう	少々
コンソメキューブ		牛乳	60cc
1g＋水	160cc	生クリーム	大さじ1
ブーケガルニ		パセリみじん切り	少々

(ローリエ、セロリ、パセリ茎をまとめたもの)

社会福祉協議会
 ▼香典返しを廃して
 (亡父 良助)
 北 橋本 英夫 さん
 (亡夫 長太郎)
 富武士 船木 馨 さん
 (亡夫 菊夫)
 富武士 杉山 恵美子さん
 (亡夫 善二)
 若 里 石原 喜美子さん
 (亡夫 勝夫)
 西 富 谷畑 祐子 さん
 (亡夫 信雄)
 永代町 笹川 榮子 さん
 (亡夫 安高)
 若 佐 千葉 清子 さん
 (亡母 キヨ)
 知 来 芹澤 一男 さん
 (亡夫 宣匡)
 富 丘 櫛部 スエ さん
 ▼社会福祉事業に対して
 佐呂間町商工会女性部
 若 佐 宮坂 照夫 さん
 ▼離町に對して
 西 富 鈴木 千榮 さん
 ■西富老人クラブ
 ▼離町に際して
 西 富 鈴木 千榮 さん
 ■佐呂間悠友クラブ
 ▼米寿祝を廃して
 宮前町 十亀 秀雄 さん
 ▼ボランティアお礼として
 宮前町 芳賀 ハツエさん
 ▼ご寄附
 西 富 山腰 善一 さん
 永代町 星 タギ子さん

ご寄附ありがとうございます。

富武士 老人クラブ
▽香典返しを廃して
(亡)夫 長太郎
富武士 船木 馨
さん

篤志寸志 一金 五〇万円

この度、船木 馨さん（富武士）から町内に住んでいる後継者を育成するために役立たせてくださいと篤志寄附がありました。

大変ありがとうございました。

忘れずに!!

12月22日は、町道民税・固定資産税・国民健康保険税の第4期の納期です。忘れずに納めましょう。

完納豊明町

人のうごき

—10月末現在—

人口 6,624人(+2)

男 3,174人(-2)

女 3,450人(+4)

世帯数 2,513戸(-2)

() 内は前月比です。

◆ あとがき ◆

▼11月21日、佐呂間小学校3年生とリハビリ友の会のみなさんが音楽交流会を行いました。リハビリ友の会とは、脳の血管がつまるなどの病気により手足が動かない、言葉がうまく話せないなどの障害が残ってしまった方々が、周りのお世話になるだけではなく自分で出来ることを増やすために、月に1回集まりトレーニングをしている会です。この交流会は、トレーニングの一つとして取り入れているハンドベルの指導に、昨年からは佐呂間小学校の宮管先生と五十嵐先生がボランティアで行ってきただけがきっかけ。練習の成果を先生と子どもたちに是非聞いてもらいたい、また音楽を通じて子どもたちと交流が出来たらとの思いから実現しました。子どもたちからは歌と器楽合奏、友の会からはハンドベル演奏3曲が披露され、子どもたちの歌に懐かしさを覚え、また、ハンドベルのきれいな音色とその素晴らしさにアンコールが飛ぶなど、子どもたち、友の会みなさんの優しさと充実感が感じられた音楽会でした。

◆ 表紙 ◆

「リハビリ友の会と
佐呂間小学校の音楽交流会」

◆広報に対するご意見・ご質問
やまちであった出来事、話題
がございましたらお待ちしております。

発行／佐呂間町

〒093-0592

常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1

編集／町民課住民活動係

TEL 01587-2-1213

佐呂間町URL

<http://www.town.saroma.hokkaido.jp>

◆この広報紙は再生紙を利用しています。

今月は、「浜佐呂間小学校」の生徒のみ
なさんの作品をご紹介します。

タウン ギャラリー



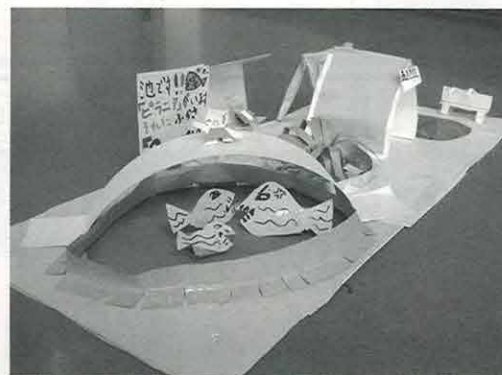
1年生
かりの ほのか さん

◆おりがみを「まる」「さんかく」「しかく」にきってつくりました。りっぱなおしろになりました。



2年生
阿部 千晴 さん
「先生の顔」

◆とっても堂々とかくことができました。細かい所までていねいに描いています。色ぬりも上手にできました。



4年生
大川 将輝 くん
「公園」

◆こわいピラニアを作るのがむずかしかったです。ふん水をくふうしました。



5年生 杉森 真耶 さん
「白いうさぎ」

◆ニスをぬるのがおもしろかった。電動糸のこがちょっとむずかしかった

